

答 申 第117号

平成15年1月30日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年6月11日付け学第179号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成14年5月20日付けで異議申立人から提起された、平成14年5月9日付け学第
43号の4で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年5月9日付け学第43号の4で行った「平成12年度学校法人〇〇〇〇の私立学校経常費補助事業実績報告書、私立高等学校授業料減免事業実績報告書、資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関が行った平成14年5月9日付け学第43号の4による行政文書部分開示決定処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 資金収支内訳表については、資産運用収入の金額、資産売却収入の金額、収入の部の金額、借入金等利息支出の金額、借入金返済支出の金額、支出の部の計の金額を除く他のすべての情報を開示するとしたが、資金収支内訳表は法人、短期大学の各科、栄養専門学校、二の高等学校、二の中学校、小学校、幼稚園の各部門別に記載されており、これらの部門ごと及び科目ごとの金額は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号イに該当し、これが開示されれば、今後の学校経営に著しい影響を生じることが予測される。
- (3) 人件費支出内訳表は、すべての部門に亘って、すべての科目を開示するとしたが、これらの部門ごと及び科目ごとの金額は、条例第8条第3号イに該当し、これが開示されれば、今後の学校経営に著しい影響を生じることが予測される。
- (4) 消費収支内訳表については、資産運用収入の金額、資産売却差額の金額、帰属

収入合計の金額、消費収入の部合計の金額、借入金等利息の金額、資産処分差額の金額、徴収不能額、消費支出の部の合計の金額を除く他のすべての情報を開示するとしたが、消費収支内訳表は法人、短期大学の各科、栄養専門学校、二の高等学校、二の中学校、小学校、幼稚園の各部門別に記載されており、これらの部門ごと及び科目ごとの金額は条例第8条第3号イに該当し、これが開示されれば、今後の学校経営に著しい影響を生じることが予測される。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 部分開示決定の理由について

部分開示決定に当たっては、以前に他の学校法人に係る収支予算書の部分開示決定に対する異議申立て事例について、千葉県公文書公開審査会から、学校法人の事業活動における内部管理的事項に関する情報が記録され、開示することにより当該法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報については、不開示とすることができる旨の判断（平成12年7月21日付け答申）があり、本件文書についてもこの判断を尊重し、同様の情報については、条例第8条第3号に該当すると判断できるため、不開示とし、その余の部分を開示することとしたものである。

2 条例第8条第3号該当性について

(1) 資金収支計算書について

資金収支計算書は、学校法人の資金活動の安全性を表示し、その年度の教育活動に対応するすべての資金の使い道（資金支出）とこれに対する資金の調達（資金収入）を明らかにするもので、当該会計年度の決算額を予算額と対比して記載することになっている。

ア 資金収支計算書の収入の部について

「学生生徒等納付金収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「補助金収入」、「事業収入」、「雑収入」、「前受金収入」、「その他の収入」、「資金収入調整勘定」及び「収入の部合計」の金額については開示している。これらの科目の金額については、保護者から徴収するもの、国や県、市等の公的団体から学校法人に交付されるもの、あるいは、学校法人の本旨とする教育事業そのもの

に密接にかかわる諸収入の予算額及び決算額であり、このような情報は、学校法人の教育事業の公共的性格に照らしても広く社会に向けて開かれていなければならない、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものとは認められないので、条例第8条第3号に該当しない情報であると判断できるものである。

なお、平成12年7月21日付けの答申も、以上の科目のうち「手数料収入」を除いた科目の予算額については同様の判断をしている。

イ 資金収支計算書の支出の部について

「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」、「設備関係支出」、「その他の支出」、「資金支出調整勘定」及び「支出の部合計」の金額を開示しているが、これらの科目の金額については、学校法人の本旨とする教育事業そのものに密接にかかわる諸支出の予算額及び決算額であり、その原資には、国や県、市の補助金のほか、保護者から徴収された納付金や寄付金なども少なからず充当されていることから、このような情報は、社会に向けて積極的に開かれてしかるべきであり、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものとは認められないので、条例第8条第3号に該当しない情報であると判断できるものである。

(2) 資金収支内訳表について

資金収支内訳表は、複数の学校を設置する学校法人に作成が義務づけられているものであり、記載する科目は、収入の部では資金収支計算書の「学生生徒等納付金収入」から「雑収入」まで、支出の部では資金収支計算書の「人件費支出」から「設備関係支出」までとなっており、記載する金額は決算額である。

資金収支計算書で開示している科目の金額については、資金収支内訳表でも前述と同様の理由により開示しているものである。

(3) 人件費支出内訳表について

人件費支出内訳表は、教職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、理事及び監事に支払う報酬、教職員や役員に支払う退職金及び非常勤職員に支払う賃金について、学校法人及び学校別に決算額を記載したものである。資金収支計算書の人件費支出の金額は開示しているので、人件費支出内訳表でも前述と同様の理由により金額を開示しているものである。

(4) 消費収支計算書について

消費収支計算書は、学校法人の事業の採算性を表示し、その年度における人件費や諸経費などのいわゆるコストと、それに対する負債以外の収入とのバランスを見るもので、当該会計年度の決算額を予算額と対比して記載することになっている。

ア 消費収支計算書の消費収入の部について

「学生生徒等納付金」、「手数料」、「寄付金」、「補助金」、「事業収入」及び「雑収入」の金額については開示している。「学生生徒等納付金」から「雑収入」までの科目は資金収支計算書の科目と同様であり、前述と同様の理由により条例第8条第3号に該当しない情報であると判断できるものである。

イ 消費収支計算書の消費支出の部について

「人件費」、「教育研究経費」、「管理経費」及び「消費支出の部合計」の金額を開示している。これらの科目は、「管理経費」のうちの小科目「減価償却額」を除いて資金収支計算書の科目と同様であり、前述と同様の理由により条例第8条第3号に該当しない情報であると判断できるものである。

「減価償却額」は、固定資産のうち減価償却資産の当該年度の減価償却額であり、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものとは認められない。

(5) 消費収支内訳表について

消費収支内訳表は、複数の学校を設置する学校法人に作成が義務づけられているもので、記載する科目は消費収支計算書とほとんど同様であるが、消費支出の部は合計までの記載で、「当年度消費収支（支出）超過額」、「前年度繰越消費収入（支出）超過額」、「翌年度繰越消費収入（支出）超過額」は記載されず、金額は決算額である。

消費収支計算書で開示している科目については、消費収支内訳表でも前述と同様の理由により開示しているものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は異議申立人である学校法人の平成12年度私立学校経常費補助事業実績報告書、私立高等学校授業料減免事業実績報告書及び財務計算書類であり、その構成は次のとおりである。

- (1) 私立学校経常費補助事業実績報告書（以下「補助事業実績報告書」という。）
 - ア 高等学校・中学校・小学校
 - ア 補助事業実績報告書
 - イ 高等学校・中学校・小学校ごとの収支決算書（資金収支計算書）
 - イ 専修学校
 - ア 補助事業実績報告書
 - イ 収支決算書（資金収支計算書）
 - ウ 幼稚園
 - ア 補助事業実績報告書
 - イ 収支決算書（資金収支計算書）
- (2) 私立高等学校授業料減免事業実績報告書（以下「減免事業実績報告書」という。）
 - ア 事業実績表（総括表）
 - イ 事業実績表（事業内訳表）
- (3) 財務計算書類
 - ア 資金収支計算書
 - イ 資金収支内訳表
 - ウ 人件費支出内訳表
 - エ 消費収支計算書
 - オ 消費収支内訳表
 - カ 貸借対照表
 - キ 固定資産明細表
 - ク 借入金明細表
 - ケ 基本金明細表

本件文書のうち、補助事業実績報告書は私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校（私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項に規定する法人が設置するものに限る。）の振興を図り、私立学

校の健全な経営と私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について、千葉県私立学校経常費補助金交付要綱及び千葉県補助金等交付規則に基づき、当該学校法人に対し、補助金を交付しており、当該補助金の実績報告書である。

また、減免事業実績報告書は私立高等学校の生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、千葉県内に私立高等学校を設置している学校法人（私立学校法第3条の学校法人をいう。）が当該私立高等学校について行う授業料減免事業に要する経費について、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱及び千葉県補助金等交付規則に基づき、当該学校法人に対し、補助金を交付しており、当該補助金の実績報告書である。

さらに、私立学校振興助成法第14条に基づき経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人は、毎年度財務計算書類を作成し、県に届け出ることとなっている。作成しなければならない財務計算書類の種類（資金収支計算書〔及びこれに附属する資金収支内訳表、人件費支出内訳表〕、消費収支計算書〔及びこれに附属する消費収支内訳表〕、貸借対照表〔及びこれに附属する固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表〕）、その記載科目及び様式については、学校法人会計基準に規定されている。

2 開示しようとした部分について

実施機関が開示しようとした部分は、次の部分を除いた部分である。

- (1) 補助事業実績報告書の理事長印の印影、財務計算書類の、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものと認められる科目の金額（条例第8条第3号該当）
- (2) 減免事業実績報告書の事業実績表（事業内訳表）の氏名（条例第8条第2号該当）

3 条例第8条第3号該当性について

実施機関は平成12年7月21日付け答申第66号の考え方に基づいて、本号に該当すると判断した部分を不開示とし、その余の部分を開示することとした。

(1) 答申第66号について

答申第66号では、財務計算書類の科目の金額のうち、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるものであって、開示することにより、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えたり、社会的信用を損なうと認められる

情報は本号に該当し不開示とすることができるが、その余の科目の金額は該当しないとされている。

本号に該当する科目としては、例えば、資産運用収入の金額については、法人の行う資産運用は、通例、高度の内部管理的な事項としてその内容が決定されるものと認められ、学校法人においても、自ら保有する資産を活用して得られる収入を教育事業の実施に係る経費の支出や教育資産の拡充などに当て、教育事業を側面から支えると考えられるところ、このような金額を開示すると学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。また、借入金等収入の金額については、借入金額をいかに設定するかということは、通例、高度の内部管理的な事項としてその内容が決定されるものであり、このような金額を開示すると、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる、などである。

この答申第66号の考え方は、本件においても変更すべきところはないものと判断される。

(2) 資金収支内訳表について、異議申立人は第2、2(2)のとおり主張する。

資金収支内訳表は、複数の学校を設置する学校法人に作成が義務づけられているものである。当該内訳表で、実施機関が開示している科目の金額は、資産運用収入、資産売却収入、収入の部計、借入金等利息支出、借入金等返済支出、支出の部計以外の金額である。(1)のとおり、資産運用収入などの金額は、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものと認められ本号に該当するが、その余の科目の金額は該当せず開示することができるものである。

その他異議申立人の主張を是認すべき特段の事情も認められないことから、異議申立人の主張には理由がない。

(3) 人件費支出内訳表について、異議申立人は第2、2(3)のとおり主張する。

人件費支出内訳表も資金収支内訳表と同様に作成が義務づけられているものであり、すべての科目の金額を実施機関は開示している。当該内訳表の科目の金額は、(1)の通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものと認められないので、本号には該当せず開示することができるものである。

その他異議申立人の主張を是認すべき特段の事情も認められないことから、異議申立人の主張には理由がない。

- (4) 消費収支内訳表について、異議申立人は第2、2(4)のとおり主張する。

消費収支内訳表も資金収支内訳表、人件費支出内訳表と同様に作成が義務づけられているものであり、実施機関が開示している科目の金額は、資産運用収入、資産売却差額、帰属収入合計、基本金組入額合計、消費収入の部合計、借入金等利息、資産処分差額、徴収不能額、消費支出の部合計以外の金額である。(1)のとおり、資産運用収入などの科目の金額は、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものと認められ本号に該当するが、その余の科目の金額は該当せず開示することができるものである。

その他異議申立人の主張を是認すべき特段の事情も認められないことから、異議申立人の主張には理由がない。

- (5) その余の部分についても、実施機関は答申第66号に基づいて開示、不開示としていることが認められることから、異議申立人の主張には理由がない。

その他異議申立人の主張を是認すべき特段の事情も認められない。

- (6) 結論

以上から、本件文書のうち、実施機関が開示しようとした部分は条例第8条第3号に該当せず、開示することができるものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14. 6. 11	諮問書の受理
14. 8. 12	実施機関の理由説明書の受理
14. 11. 15	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 12. 13	審議

参考

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学教授	
古幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成14年12月13日現在)